

補助対象外経費について

次の経費は**補助対象外経費**です。(法人等の自己負担経費)

見積書作成の際に、補助対象内経費と補助対象外経費が明確に分かるよう
して提出をお願いいたします。なお、その他、疑義のあるものについては必ず障害者福祉課に事前に御相談ください。

- ①外構・緑化工事(建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯、駐車場整備等)
- ②土地の買収に要する費用
- ③既存建物の買収に要する費用
- ④職員の宿舎に要する費用
- ⑤設備・備品関係(机、椅子、パソコン、電話、消火器、カーテン等)
- ⑥施設に固着していない設備(下駄箱など)
- ⑦不動産登記関係手数料
- ⑧各種申請手続費(電力会社、水道局、消防署等)
- ⑨その他施設整備費として適当と認められない費用等(租税公課、借地料等)

※**工事事務費**(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、**工事費(補助対象外経費を除いた金額)の2.6%を上限として補助対象額となります。**

『設計監理費』等が工事事務費として補助対象となります。

(『一般管理費』『現場管理費』『諸経費』等は、内訳により工事事務費の補助対象となるか、補助対象外経費となるかが変わります。)